

## 平成29年度に係る行政監査の結果に対する措置状況

監査テーマ 「道立学校における私費会計について」

監査の結果に基づき講じた措置

(1) 教育庁	
是正又は改善を要する事項	左 に 対 す る 措 置
<p><b>【マニュアルに示されている内容が十分でないもの】</b></p> <p>準則では、支出担当者等の担当者は、会計毎にそれぞれ校長が指定するものとし、内部牽制を図るため、支出担当者と検査員は、それぞれ異なる職員を指定するとされているのみであり、支出の内容を確認する確認者については、規定されていない。こうしたことから道立学校において、支出担当者と確認者が同一の者となっているため、内部牽制が機能していない事例が多数あった。</p> <p>また、自主点検について、準則では、「事務長が毎年5月に各団体会計・各学校徴収金会計の事務処理について自主点検を実施し、団体会計・学校徴収金会計自主点検表を添えて、一般決定書により、校長の決裁を受けるものとする。」とされている。しかし、マニュアルに示されている自主点検の具体的内容を記載した「自主点検チェックリスト」については、決裁において添付することとされており、活用が十分に図られていなかった。</p> <p>さらに、マニュアルでは、「改善の視点」の一つに「意識改革」として私費会計については、公金に準じた取扱いを行わなければならないという意識をすべての教職員が持つことが必要であり、私費会計に対する意識改革が重要とされているが、この意識改革を進めるための具体的な取組みは示されていない。</p> <p><b>《改善意見》</b></p> <p>内部牽制を働かせる上で、確認者も検査員と同様に、支出担当者以外の者とするなど、準則を見直す必要がある。</p> <p>また、準則における自主点検チェックリストについて、有効に活用がなされるよう見直す必要がある。</p> <p>さらに、私費会計について「意識改革」を進めることは、私費会計に係る事務手順のルール化と併せて、金銭事故の発生を防止する上で肝要と考えることから、意識改革を進めるための具体的な取組みをマニュアルに明記する必要がある。</p> <p>財務事務随時指導の際に行う私費会計の指導については、共通の着眼点を設定したり、実際に道立学校で指導を行う教育局職員に対して、より実効性のある指導ができるよう資料提供をするなど、私費会計の指導の方法について検討する必要がある。</p>	<p>確認者も検査員と同様に、支出担当者以外の者とするなど、自主点検チェックリストについて、有効に活用がなされること及び意識改革を進めるための具体的な取組を明記する必要があることについて、マニュアルの見直しを行い、内部牽制の強化、自主点検チェックリストの有効活用及び意識改革を進めるための研修を実施することを明記した「道立学校私費会計事務処理マニュアル」を新たに作成し、平成31年3月25日付けで道立学校に通知しました。</p> <p>また、私費会計の指導体制について検討し、財務事務随時指導実施要領を平成31年3月29日付けで改正して、私費会計の指導を財務事務随時指導に集約したほか、教育局が財務事務随時指導において、より実効性のある指導ができるよう、私費会計の重点確認項目を毎年提供するなど、指導方法の見直しに努めます。</p>

(2) 教育局

是正又は改善を要する事項	左に対する措置
<p><b>【各道立学校で作成した私費会計事務確認(点検)表の確認が十分でないものなど】</b></p> <p>財務事務随時指導において、マニュアルに沿った事務処理について「道立学校私費会計事務確認(点検)表」に基づいて行うこととされているが、各道立学校で作成した確認(点検)表の内容について教育局の確認が十分でなかったため、出納状況の定期的な確認や保護者等に対する決算報告が行われていないことなどについて、指導していないものがあった。</p> <p>また、指導内容の改善について把握していないものや、指導内容の記録がないものがあった。 (空知教育局、石狩教育局、後志教育局、胆振教育局、日高教育局、渡島教育局、上川教育局、留萌教育局、宗谷教育局、オホーツク教育局、十勝教育局、釧路教育局、根室教育局)</p> <p><b>《改善意見》</b></p> <p>各教育局が行う私費会計の事務処理に係る指導は、財務事務随時指導などにより行われているところであるが、各道立学校での私費会計に係る事務処理の問題点を把握するとともに指導内容を記録し、より実効性を向上させる指導に努める必要がある。</p> <p>また、事務処理要領に沿った事務処理がなされていない道立学校が多くあった教育局においては、現行の指導体制やその方法の抜本的見直しを早急に進める必要がある。</p>	<p>財務事務随時指導の実施に当たっては、「道立学校私費会計事務確認(点検)表」により、マニュアルに沿った事務処理が行われているか確認するよう、指導の充実に努めます。</p> <p>また、指導内容の記録と改善内容の把握を徹底し、適正な事務処理に努めます。</p> <p>さらに、各教育局が私費会計の事務処理に係る指導を行う際には、単に内容を確認するだけでなく、各学校の実態に即したものになっているかという視点に立って確認するなど、指導の充実に努めます。</p> <p>なお、私費会計の指導体制やその方法を見直し、平成31年3月29日付けで財務事務随時指導実施要領を改正して、私費会計の指導を集約して一元化したほか、本庁が示す私費会計の重点確認項目を活用して、より一層の指導の徹底に努めます。</p>

(3) 道立学校	
是正又は改善を要する事項	左 に対する 措置
ア 私費会計に係る収入事務及び支出事務は適切行われているか。	
(7) 納入通知関係	
<p><b>【納入通知文書の決裁を受けていないものなど】</b>  納入金等の収納については、一般決定書によりあらかじめ校長の決裁を受け、事前に納入額等を記載した納入通知文書により、通知することとされているが、当該文書の通知について、校長決裁を受けておらず、通知文書も送付していないものがあった。  (旭川盲学校)</p>	<p>団体会計及び学校徴収金の納入通知に当たっては、学校が定める事務処理要領に従い、一般決定書によりあらかじめ校長の決裁を受け、納入通知文書により通知するよう徹底し、適正な事務処理に努めます。</p>
(イ) 納入金等の収納関係	
<p><b>【収納後速やかに預託していないもの】</b>  納入金等の収納については、収納後、日計票により校長の決裁を受け、速やかに金融機関等に預託することとされているが、長期にわたって金融機関等に預託していないものがあった。  (栗山高等学校、追分高等学校、天塩高等学校)</p>	<p>納入金等を収納したときは、学校が定める事務処理要領に従い、速やかに金融機関等に預託するよう改め、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>【日計票や経理簿を作成していないもの】</b>  納入金等の収納については、収納後、日計票及び経理簿を作成することとされているが、日計票や経理簿を作成していないものがあった。  (深川東高等学校、岩見沢農業高等学校、滝川工業高等学校、大麻高等学校、富川高等学校、鷹栖高等学校、留萌千望高等学校、紋別養護学校、北見商業高等学校、北見緑陵高等学校、中標津高等養護学校)</p>	<p>納入金等を収納したときは、学校が定める事務処理要領に従い、日計票や経理簿を作成するよう徹底し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>【納入金等の経理簿への記載がないもの】</b>  納入金等の収納については、収納後、日計票と通帳又は手元保管金を照合し、経理簿に記載することとされているが、納入金等の経理簿への記載がないものがあった。  (岩見沢農業高等学校、札幌東陵高等学校、天塩高等学校)</p>	<p>納入金等を収納したときは、学校が定める事務処理要領に従い、経理簿に記載するよう徹底し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>【日計票、通帳及び経理簿の日付が一致していないもの】</b>  納入金等の収納については、収納後、日計票と通帳又は手元保管金を照合し、経理簿に記載することとされているが、日計票、通帳及び経理簿の日付が一致していないものがあった。  (旭川盲学校、鷹栖高等学校、旭川商業高等学校、天塩高等学校)</p>	<p>納入金等を収納したときは、学校が定める事務処理要領に従い、日計票と通帳又は手元保管金を照合し、誤りなく経理簿に記載するよう努めます。</p>

<p><b>【確認者による確認を受けていないもの】</b>  納入金等の収納については、金融機関等に預託後、経理簿作成者又は取扱担当者は、日計票と通帳又は手元保管金を照合し、経理簿に記載し、確認者による確認を受けることとされているが、確認者による確認を受けていないものがあった。  (札幌厚別高等学校、札幌白陵高等学校、北広島西高等学校、伊達緑丘高等学校、稚内高等学校、女満別高等学校、紋別養護学校、湧別高等学校、訓子府高等学校、中標津高等養護学校)</p>	<p>納入金等を収納したときは、学校が定める事務処理要領に従い、確認者による確認を受けるよう徹底し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>【指定された確認者以外の者が収納内容を確認しているもの】</b>  納入金等の収納については、金融機関等に預託後、経理簿作成者又は取扱担当者は、日計票と通帳又は手元保管金を照合し、経理簿に記載し、確認者による確認を受けることとされているが、指定された確認者以外の者が収納内容を確認しているものがあった。  (深川東高等学校、深川西高等学校、真駒内養護学校、湧別高等学校)</p>	<p>納入金等を収納したときは、学校が定める事務処理要領に従い、指定された確認者が確認するよう改め、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ウ) 支出関係</p>	
<p><b>【支出の決裁を受けていないもの】</b>  物品の購入その他支出の原因となる行為に基づき支出しようとするときは、物品購入等・支出(戻入)決定書に請求書等の関係書類及び金融機関等の預貯金払戻伝票を添付し、校長の決裁を受けることとされているが、校長の決裁を受けていないものがあった。  (深川西高等学校、岩見沢農業高等学校、札幌啓成高等学校)</p>	<p>支出に当たっては、学校が定める事務処理要領に従い、校長の決裁を受けるよう徹底し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>【経理簿と通帳の日付が一致していないもの】</b>  支出においては、支出後、経理簿作成者又は取扱担当者は、物品購入等・支出(戻入)決定書と通帳又は手元保管金を照合し、経理簿に記載することとされているが、経理簿と通帳の日付が一致していないものがあった。  (岩内高等学校、旭川南高等学校、旭川盲学校、旭川商業高等学校)</p>	<p>支出したときは、学校が定める事務処理要領に従い、物品購入等・支出(戻入)決定書と通帳又は手元保管金を照合し、誤りなく経理簿に記載するよう努めます。</p>
<p><b>【確認者による確認を受けていないもの】</b>  支出においては、支出後、経理簿作成者又は取扱担当者は、物品購入等・支出(戻入)決定書と通帳又は手元保管金を照合し、経理簿に記載し、確認者の確認を受けることとされているが、確認者による確認を受けていないものがあった。  (夕張高等学校、岩見沢東高等学校、深川西高等学校、南幌高等学校、札幌厚別高等学校、札幌白陵高等学校、伊達緑丘高等学校、北見商業高等学校、網走桂陽高等学校、紋別養護学校)</p>	<p>支出したときは、学校が定める事務処理要領に従い、確認者による確認を受けるよう徹底し、適正な事務処理に努めます。</p>

イ 私費会計に係る現金・預貯金の管理は適切に行われているか。	
(7) 取扱担当者等の指定関係	
<p><b>【取扱担当者等を指定していないもの】</b>  取扱担当者等の指定について、各団体会計及び各学校徴収金会計毎にそれぞれ経理簿作成者、取扱担当者、収納担当者、支出担当者、印鑑保管者、通帳保管者、確認者及び検査員を校長が指定することとされているが、これらを指定していないものがあつた。  (札幌啓成高等学校、北広島西高等学校、富川高等学校、稚内養護学校、北見商業高等学校、北見支援学校、湧別高等学校、釧路東高等学校)</p>	<p>取扱担当者等の指定に当たっては、学校が定める事務処理要領に従い、毎年度当初又は必要が生じた都度、指定するようにし、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>【印鑑保管と通帳保管を同一の者が行っているもの】</b>  印鑑と通帳の保管について、印鑑保管者と通帳保管者は、それぞれ異なる職員を校長が指定することとされているが、印鑑保管と通帳保管を同一の者が行っているものがあつた。  (深川西高等学校、北広島高等学校、旭川東高等学校、旭川盲学校、帯広工業高等学校、厚岸翔洋高等学校)</p>	<p>印鑑と通帳の保管に当たっては、学校が定める事務処理要領に従い、それぞれ異なる職員を保管者に指定するよう改め、適正な事務処理に努めます。</p>
(イ) 口座管理簿関係	
<p><b>【口座管理簿に登載していない口座があるもの】</b>  団体会計及び学校徴収金会計の口座管理に当たっては、校長は口座管理簿を備えることとされているが、口座管理簿に登載していない口座があつた。  (深川東高等学校、湧別高等学校)</p>	<p>団体会計及び学校徴収金会計の口座については、学校が定める事務処理要領に従い、校長が備える口座管理簿に登載するよう徹底し、適正な事務処理に努めます。</p>
(ウ) 予算編成関係	
<p><b>【予算を編成していないもの】</b>  予算について、団体会計においては、各団体会計の趣旨に応じて、また、学校徴収金会計においては、必要に応じて予算科目等を定め編成することとされているが、必要な予算を編成していないものがあつた。  (留萌高等学校、留萌千望高等学校、池田高等学校)</p>	<p>予算については、学校が定める事務処理要領に従い、団体会計においては趣旨に応じて、学校徴収金会計においては必要に応じて予算科目等を定め編成するよう徹底し、適正な事務処理に努めます。</p>

(I) 出納の確認関係

**【出納計算書（出納確認簿）を作成していないもの】**

出納の確認について、団体会計においては、毎月（ただし、年間予算額が100万円未満の会計については学期毎）（以下、「毎月」という。）、出納計算書を作成し、また、学校徴収金会計においては、毎月、出納確認簿に記録するか、若しくは経理簿に確認欄及び決裁欄を設け、校長の決裁を受けることとされているが、これらを作成していないものがあつた。

（雨竜高等養護学校、岩見沢農業高等学校、美唄尚栄高等学校、滝川工業高等学校、札幌啓成高等学校、大麻高等学校、千歳高等学校、羽幌高等学校、天塩高等学校、稚内高等学校、北見緑陵高等学校）

出納の確認に当たっては、学校が定める事務処理要領に従い、団体会計においては出納計算書を作成し、学校徴収金会計においては出納確認簿を作成するなどして、適正な事務処理に努めます。

**【出納計算書（出納確認簿）の決裁を受けていないもの】**

出納の確認について、団体会計においては、出納計算書に、金融機関等の通帳を添えて校長の決裁を受けることとされ、また、学校徴収金会計においては、出納確認簿に記録し、校長の決裁を受けるか、若しくは経理簿に確認欄及び決裁欄を設け、校長の決裁を受けることとされているが、これらを行っていないものがあつた。

（札幌養護学校、北見緑陵高等学校、清水高等学校、帯広養護学校、弟子屈高等学校）

出納の確認に当たっては、学校で定める事務処理要領に従い、出納計算書又は出納確認簿等に校長の決裁を受けるよう徹底し、適正な事務処理に努めます。

**【学校徴収金会計に係る出納確認簿の確認を受けていないもの】**

学校徴収金会計に係る出納確認簿の確認については、毎月、経理簿に金融機関等の通帳を添えて、確認者の確認を受けるか、若しくは経理簿に確認欄を設け確認を受けることとされているが、確認を受けていないものがあつた。

（深川西高等学校、札幌北高等学校、厚真高等学校、北見商業高等学校、紋別養護学校、大樹高等学校）

学校徴収金会計に係る出納確認簿の確認に当たっては、学校が定める事務処理要領に従い、確認者の確認を受けるよう徹底し、適正な事務処理に努めます。

**【出納計算書（出納確認簿）への記載が誤っているもの】**

出納計算書等について、団体会計においては、出納計算書を作成することとされ、また、学校徴収金会計においては、出納確認簿に内容を記録することとされているが、出納計算書又は出納確認簿への記載が誤っているものがあつた。

（深川西高等学校、雨竜高等養護学校、高等豊学校、旭川商業高等学校）

出納計算書の作成等に当たっては、学校が定める事務処理要領に従い、関係帳簿等と照合して、記載誤りがないよう努めます。

<b>(f) 部内検査関係</b>	
<p><b>【検査員の検査を実施していないもの】</b> 部内検査について、団体会計においては、会則で監査委員を定めていない会計は毎年度末に検査員の検査を受けることとされ、また、学校徴収金会計においては、毎年度末又は事業が終了したときは検査員の検査を受けることとされているが、指定された検査員の検査を受けていないものがあった。 (留萌千望高等学校、網走桂陽高等学校)</p>	<p>部内検査に当たっては、学校が定める事務処理要領に従い、指定された検査員による検査を受けるよう改め、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>【検査報告書を作成していないもの】</b> 部内検査について、検査員は、検査終了後、検査報告書を作成し、校長に報告することとされているが、検査報告書を作成していないものがあった。 (北広島高等学校、帯広工業高等学校)</p>	<p>部内検査に当たっては、学校が定める事務処理要領に従い、検査終了後、検査員は検査報告書を作成して校長に報告するよう徹底し、適正な事務処理に努めます。</p>
<b>(g) 自主点検関係</b>	
<p><b>【自主点検を実施していないもの】</b> 各団体会計及び各学校徴収金会計の事務処理について、事務長は、毎年5月に自主点検を実施することとされているが、自主点検を実施しなかった。 (稚内養護学校)</p>	<p>各団体会計及び各学校徴収金会計の自主点検に当たっては、学校が定める事務処理要領に従い実施するよう徹底し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>【自主点検の結果の決裁を受けていないもの】</b> 各団体会計及び各学校徴収金会計の事務処理について、事務長は、毎年5月に自主点検を実施し、団体会計・学校徴収金会計自主点検表を添えて、一般決定書により校長から決裁を受けることとされているが、自主点検の結果について、校長の決裁を受けていなかった。 (札幌啓成高等学校)</p>	<p>各団体会計及び各学校徴収金会計の自主点検に当たっては、学校が定める事務処理要領に従い、団体会計・学校徴収金会計自主点検表について校長の決裁を受けるよう改め、適正な事務処理に努めます。</p>
<b>(h) 監査（団体会計）関係</b>	
<p><b>【団体の監査を受けていないもの】</b> 各団体会計については、会則等に則って会計監査を受けることとされているが、団体の会計監査を受けていないものがあった。 (留萌千望高等学校)</p>	<p>各団体会計については、会則等に則って会計監査を受けるよう徹底し、適正な事務処理に努めます。</p>
<b>ウ 私費会計に係る決算報告等は適切に行われているか。</b>	
<b>(7) 決算報告関係</b>	
<p><b>【決算書を作成していないもの】</b> 各団体会計及び各学校徴収金会計の会計年度が終了したとき又は当該年度の事業が終了したときは、校長に決算報告することとされているが、決算書を作成していないものがあった。 (札幌あいの里高等支援学校、留萌千望高等学校、天塩高等学校)</p>	<p>各団体会計及び各学校徴収金会計の会計年度が終了したとき又は当該年度の事業が終了したときは、学校が定める事務処理要領に従い、決算書を作成するよう改め、適正な事務処理に努めます。</p>

<p><b>【保護者等に決算報告をしていないもの】</b>  会計年度が終了したとき又は当該年度の事業が終了したときは、校長に決算報告するとともに、各団体会計については、会員に決算報告をすることとされ、また、各学校徴収金会計については、速やかに保護者に決算報告をすることとされているが、保護者等に決算報告をしていないものがあった。  (美唄尚栄高等学校、真駒内養護学校、札幌高等養護学校、室蘭清水丘高等学校、函館工業高等学校、留萌高等学校、苫前商業高等学校、枝幸高等学校、帯広三条高等学校、釧路東高等学校、中標津高等養護学校)</p>	<p>会計年度が終了したとき又は当該年度の事業が終了したときは、学校が定める事務処理要領に従い、団体会計については会員に、学校徴収金会計については保護者に決算報告するよう徹底し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>【決算書の決裁を受けていないもの】</b>  各団体会計及び各学校徴収金会計の会計年度が終了したとき又は当該年度の事業が終了したときは、校長に決算報告することとされているが、校長の決裁を受けていないものがあった。  (旭川盲学校)</p>	<p>各団体会計及び各学校徴収金会計の会計年度が終了したとき又は当該年度の事業が終了したときは、学校が定める事務処理要領に従い、校長に決算報告するよう徹底し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>【手元保管金を決算額に計上していないもの】</b>  各団体会計及び各学校徴収金会計の会計年度が終了したとき又は当該年度の事業が終了したときは、校長に決算報告することとされているが、手元保管金を決算額に計上していないものがあった。  (深川西高等学校、雨竜高等養護学校、女満別高等学校)</p>	<p>各団体会計及び各学校徴収金会計の決算に当たっては、手元保管金を決算額に計上するよう改め、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(イ) 事務引継関係</p>	
<p><b>【事務引継をしていないもの】</b>  各団体会計の経理簿作成者及び各学校徴収金会計の取扱担当者が交替した場合は、事務引継書により担当事務を後任者に引き継ぎ、後任者は校長に報告することとされているが、事務引継をしていないものがあった。  (南幌高等学校、札幌啓成高等学校、小樽水産高等学校、稚内養護学校、厚岸翔洋高等学校)</p>	<p>各団体会計の経理簿作成者及び各学校徴収金会計の取扱担当者が交替した場合は、学校が定める事務処理要領に従い、事務引継書により事務引継をするよう徹底し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>【事務引継書の内容が誤っているもの】</b>  各団体会計の経理簿作成者及び各学校徴収金会計の取扱担当者が交替した場合は、事務引継書により担当事務を後任者に引き継ぐこととされているが、事務引継書の内容が誤っているものがあった。  (深川西高等学校、雨竜高等養護学校)</p>	<p>事務引継書の作成に当たっては、学校が定める事務処理要領に従い、関係帳簿等と照合して、記載誤りがないよう努めます。</p>
<p>(ウ) 経理簿等の保存年限関係</p>	
<p><b>【経理簿等を保存していないもの】</b>  各団体会計及び各学校徴収金会計の経理簿その他関係書類は、当該会計年度経過後5年間保存することとされているが、経理簿等を保存していないものがあった。  (札幌白陵高等学校、千歳高等学校、清水高等学校、釧路鶴野支援学校)</p>	<p>各団体会計及び各学校徴収金会計の経理簿その他関係書類については、学校が定める事務処理要領に従い、当該会計年度経過後5年間保存するよう徹底し、適正な事務処理に努めます。</p>

<b>(イ) 用語の定義関係</b>	
<p><b>【事務処理要領に登載していない会計があるものなど】</b>          各道立学校で私費会計として取り扱っている会計について、事務処理要領に登載していない会計があった。また、取扱担当者や確認者等の定義付けがされていないものがあった。          (砂川高等学校、新十津川農業高等学校、札幌白陵高等学校、札幌真栄高等学校、札幌稲穂高等学校、小樽水産高等学校、高等聾学校、苫小牧総合経済高等学校、室蘭東翔高等学校、室蘭工業高等学校、羽幌高等学校、天塩高等学校、湧別高等学校、北見商業高等学校、帯広養護学校、釧路江南高等学校)</p>	<p>各道立学校で私費会計として取り扱っている会計については、事務処理要領に登載し、取扱担当者や確認者等の定義付けがされていないものについては、事務処理要領に定義するよう改め、適正な事務処理に努めます。</p>
<b>(オ) その他</b>	
<p><b>【マニュアルに沿った事務処理要領となっていないもの】</b>          マニュアルで示されている用語の定義、取扱担当者等の指定、口座管理簿、予算編成、納入金等の収納、支出、出納の確認、部内検査、決算報告、自主点検等の規定について、定めがないものや、出納計算書の作成時期、自主点検の時期、経理簿等の保存年限等の規定について、マニュアルに沿った事務処理要領となっていないものがあった。          (深川西高等学校、札幌手稲高等学校、札幌稲穂高等学校、北広島高等学校、倶知安高等学校、静内農業高等学校、旭川北高等学校、旭川東栄高等学校、旭川盲学校、鷹栖養護学校、北見商業高等学校、帯広盲学校、池田高等学校、帯広柏葉高等学校、大樹高等学校、釧路養護学校)</p>	<p>マニュアルで示されている用語の定義、取扱担当者等の指定、口座管理簿、予算編成、納入金等の収納、支出、出納の確認、部内検査、決算報告、自主点検等について定めがないものや、出納計算書の作成時期、自主点検の時期、経理簿等の保存年限等の規定がマニュアルに沿っていないものについて、マニュアルに沿った事務処理要領とするよう改め、適正な事務処理に努めます。</p>
<b>《改善意見》</b>	
<p>各道立学校にあつては、納入金等の収納、支出、取扱担当者等の指定、出納の確認、決算報告、手元保管金、事務引継等の事務処理が、各道立学校で定めた事務処理要領に基づいて行われていないもの、また、事務処理要領が、マニュアルに基づく内容の規定となっていないものについて、点検・確認し、早急に是正又は改善する必要がある。</p>	<p>是正又は改善を要するとされた全事項について、平成30年11月までに実地指導等の方法により点検・確認し、是正状況の確認及び今後の事務処理に当たり改善するよう指導しました。</p>